

「『新庄村史』編さん業務委託」  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

新庄村教育委員会

## 目次

1	概要	1
2	業務概要	1
3	提案参加条件	1
4	スケジュール	2
5	参加申込み手続	3
6	提案書等の提出	3
7	審査方法及び審査基準	4
8	質問の受付と回答方法	5
9	失格	5
10	契約	6
11	その他留意事項	6
12	事務局	6

## 1 概要

本要領は、新庄村が実施する『新庄村史』編さん」の業務委託に関する手続き等について定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

『新庄村史』編さん業務委託

### (2) 目的

『新庄村史』は、既刊村史発刊以降における約 50 年間を対象として本村の発展の歴史を整理・記述し編さんするものであり、編さん及び編集業務については執筆者の選定や執筆作業の進行管理など、特殊なノウハウと人材のネットワークが必要である。

また、長期に及ぶ事業であるため完成までの継続性の確保も重要であり、原稿執筆、編集校正、印刷製本、納品業務についてプロポーザル方式により最も適格と判断される最適候補者を選定することを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (4) 予算額（令和 8 年度）

990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

業務委託契約については、費用見積書（第 5 号様式）及び別紙見積積算書（任意様式）、業務工程表（任意様式）によって算出した年度ごとの費用に基づいて、単年度ごとに契約を行う。

### (5) 業務期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、期間は毎年度末ごとに進捗状況を確認し、見直しを行う。

## 3 提案参加条件

### (1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしたものとする。

- ①日本国内で法人登記をしている者
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- ④参加表明書の提出期限において、指名停止処分を受けていない者

- ⑤事業所等が所在する自治体において、税の滞納がない者
- ⑥プライバシーマーク使用許諾又はそれに類する個人情報保護に関する資格を所持していること
- ⑦自治体史出版業務において、編集等の専門的知識を有し、自社の業務体制で出版・印刷の製作に関する専門の者（編集部、校正部）を配置し、過去に実績のある執筆者（ライター）を確保できること。  
また、進行管理や刊行後の資料の保管・活用等について助言できること。
- ⑧自治体史の制作実績（原稿執筆からのもの）を直近10年以内で5件以上有すること。
- ⑨自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 複数提案参加の禁止  
提案参加者は、1つの提案のみとする。
- (3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止  
既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

#### 4 スケジュール

公募から受託優先交渉権者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

公募開始	令和8年6月12日（金）新庄村のホームページにて提出書類等のダウンロード可。
質問の受付	令和8年6月15日（月）～令和8年6月19日（金）まで
質問に対する回答	令和8年6月24日（水）
参加表明書の提出	令和8年6月26日（金）まで

提案書等の提出	令和8年7月 3日（金）まで
審査結果通知	令和8年7月 6日（月）書類審査
2次審査	令和8年7月10日（金）（予定） *プレゼンテーション。（必要によりオンラインで開催）
結果通知	令和8年7月13日（月）（予定）

## 5 参加申込み手続

(1) 参加表明書（第1号様式） 1部

(2) 提出方法

下記のア～ウのいずれかの方法による。

ア 新庄村教育委員会へ持参

イ 新庄村教育委員会へ郵送

ウ 押印後書類のPDFデータをメールに添付して新庄村教育委員会へ送信

(3) 提出期限

令和8年6月26日（金）17時まで。ア～ウそれぞれの方法の期限に関する判断は下記のとおり。

ア 受取時刻

イ 到着時刻

ウ メール受信時刻

## 6 提案書等の提出

(1) 提案書（第2号様式） 1部

(2) 企画書（任意様式） 3部

・A4版、両面印刷を原則とする。

(3) 添付書類 各1部

①同種事業実績書（第3号様式）

・必要に応じて、実績内容が分かる資料を添付すること（任意様式）

②業務実施体制調書（第4号様式）

③費用見積書（第5号様式）※令和8年度費用並びに業務期間全ての費用

・見積に係る積算内訳書を別途添付すること（任意様式）

④業務工程表（任意様式）

⑤登記簿謄本（法人格の証明、写し可）

⑥暴力団排除に関する誓約書（別紙）

(4) 提出方法

ア 新庄村教育委員会へ持参

イ 新庄村教育委員会へ郵送

(5) 提出期限

令和8年7月3日(金) 17時まで。ア・イそれぞれの方法の期限に関する判断は下記のとおり。

ア 受取時刻

イ 到着時刻

## 7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ①村職員等で構成する選考委員会により、各委員が各企画提案について、それぞれ審査を行う。
- ②1次審査及び2次審査による審査を行う。
- ③1次審査は、応募者が5者以下の場合、資格の審査のみ実施する。応募者が6者以上の場合は、提案内容の審査を含めて実施し、5者に選考する。1次審査の結果は、確定後直ちに提案者にメールにて通知を行う。
- ④2次審査は、提案書及び必要によりプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは1者につき30分程度(説明20分以内、質疑10分程度)を予定し、順次個別に行う。なお、業務を直接担当する者が行うこととし、3名以内とする。
- ⑤応募件数が少数の場合は、審査方法を変更する場合がある。
- ⑥2次審査の場所や時間など詳細については、別途連絡することとする。
- ⑦2次審査の結果により提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優先交渉権者とする。

(2) 審査基準

提案書に関する評価は、加算方式による総合評価方式により行い、評価する内容は以下のとおりとする。

評価項目	評価ポイント	判断基準	配点
見積額	見積額	見積価格	20点
業務経歴	同種、類似業務の実績	同種業務の実績があり、その内容が評価されるものであるか。	10点
業務実施体制	業務責任者・担当者の実績	同種業務の実績があり、その内容が評価されるものであるか。	10点

企画提案の内容	取組方針の妥当性	本業務における事業者として取組方針は的確か。	10点
	提案の的確性	本業務に対する理解が十分で、提案内容が条件と整合性が図れて的確か。	10点
	業務遂行能力	本業務に対する取組意欲が高く、円滑な業務遂行が可能か。	10点
	提案の実現性	合理的な実施方針やスケジュールであるか。	10点
ヒアリングの内容 (二次審査)	プレゼンテーション の総合評価	理解しやすく、簡潔、明瞭な表現であるか。	5点
		採用したいと思わせるプレゼンテーションであるか。	5点
		本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	5点
		質問に対する応答は適切であるか。	5点

## 8 質問の受付と回答方法

### (1) 提出書類

質問書（任意様式）による。（連絡先は必ず明記すること。）

### (2) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時まで（期限を過ぎた質問には回答しない。）

### (3) 提出方法

電子メールによる（[kyouiku2@vill.shinjo.lg.jp](mailto:kyouiku2@vill.shinjo.lg.jp)）

### (4) 回答方法等

令和8年6月24日（水）に電子メールにて回答する。

※参加表明書を提出したすべての者に全質疑応答集をメールにて送付する。

## 9 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた様式に示す条件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (6) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

## 10 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、本村は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 提案参加に際しての必要な費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的外には使用しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての意義申立ては、一切受け付けない。
- (6) 業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。

## 12 事務局

新庄村教育委員会教育課（担当：池田）

所在地 〒717-0201 岡山県真庭郡新庄村 2008-1

TEL 0867-56-3178（直通）／FAX 0867-56-3179

メールアドレス kyouiku2@vill.shinjo.lg.jp